

令和３年度 労働報酬下限額の設定について

２ 業務委託契約・指定管理協定

（１）新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第８条第１項第２号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

業務委託契約及び協定：新宿区職員の給与に関する条例（昭和２７年新宿区条例第１号）第５条第１項第１号ロに掲げる行政職給料表（二）が適用される職員が初任給として受けるべき給料月額

【考えられる方策】

- ① 業務委託契約及び協定（神奈川県足柄下郡箱根町にある「新宿区立中強羅区民保養所」、山梨県北杜市にある「新宿区立区民健康村」、長野県北佐久郡立科町にある「新宿区立女神湖高原学園」における協定（以下「郊外施設の協定」という。）を除く。）における令和３年度の新宿区労働報酬下限額は、今年度同様、１時間あたり１，０５０円とする。
- ② 郊外施設の協定における令和３年度の新宿区労働報酬下限額は、１時間あたり、各施設の所在する県の、最低賃金法で定められている地域別最低賃金額とする。

- ・新宿区立中強羅区民保養所（神奈川県）は、１，０１２円（＋１円）
- ・新宿区立区民健康村（山梨県）は、８３８円（＋１円）
- ・新宿区立女神湖高原学園（長野県）は、８４９円（＋１円）

（）内は前年度との比較

<①説明>

新宿区労働報酬下限額は、当該業務に従事する労働者等に対して支払われるべき報酬の下限額としている。また、業務委託等は、受注者が区の代わりに区の業務を行うものであることから、新宿区労働報酬下限額の決定の際には、区職員の技能系高卒程度の初任給である行政職（二）１級１９号給をベースに算

出される勤務一時間あたりの給与額 1, 100 円が新宿区労働報酬下限額の目標水準と考えている。

一方、国の中央最低賃金審議会は、令和 2 年度地域別最低賃金額は、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用への影響を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当である旨を公表し、東京都は、東京都最低賃金は現行どおりが適当であると答申した。

このような状況から、令和 3 年度の新宿区労働報酬下限額は、今年度同様、東京都最低賃金額より 37 円高い 1, 050 円とする考え方がある。

なお、昨年まで区の労働報酬下限額（最低賃金水準額）は毎年 20 円から 30 円程度を引き上げている。

また、令和元年特別区人事委員会勧告により、職員の初任給は据置いたが、その他については原則月例給の改定を行った（平均改定率△0.6%）。

<①具体的な金額>

令和 3 年度の新宿区労働報酬下限額 ⇒ 1, 050 円 ±0 円

【参考 1】要綱又は条例に基づく最低賃金水準額の推移（新宿区）<各年 4 月に変更>

設定年度	30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度(案)
時間単価 (1 時間あたり)	990 円	1, 020 円	1, 050 円	1, 050 円
前年との差額	+20 円	+30 円	+30 円	±0 円

【参考 2】最低賃金額の推移(東京都)<各年 10 月に変更>

発効年月	30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
最低賃金額 (1 時間あたり)	958 円	985 円	1, 013 円	1, 013 円
前年との差額	+26 円	+27 円	+28 円	±0 円

【参考3】令和2年人事院勧告の主な概要

- (1) 民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間のボーナスに関する支給割合を調査（約12,000事業所）した結果、特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合4.46月分を勘案し、支給割合を0.05月引き下げる（4.45月）。
- (2) 民間事業所における令和2年4月分給与を調査（約12,000事業所の約43万人の個人別給与）した結果、月例給については、民間給与との較差（△0.04%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給については、改定を行わない（据え置き）。

【参考4】令和2年特別区人事委員会勧告の主な概要

- (1) 民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間のボーナスに関する支給割合を調査（対象1,107事業所）した結果、特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合4.60月分を勘案し、支給割合を0.05月引き下げる（4.60月）。
- (2) 月例給については、調査結果に基づき改めて必要な報告及び勧告を行う。

【参考5】令和2年東京都人事委員会勧告の主な概要

- (1) 民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間のボーナスに関する支給割合を調査（対象1,228事業所）した結果、特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合4.57月分を勘案し、支給割合を0.1月引き下げる（4.55月）。
- (2) 月例給については、調査結果に基づき改めて必要な報告及び勧告を行う。

【参考6】都内公契約条例制定自治体の令和2年度労働報酬下限額の設定状況

自治体	業務委託・指定管理 協定（1時間当たり）	対象となる公契約
千代田区	1,095円～	3,000万円以上
目黒区	1,070円	1,000万円以上
世田谷区	1,130円	2,000万円以上
渋谷区	1,118円	1,000万円以上
足立区	1,060円	9,000万円以上
多摩市	1,046円～	1,000万円以上
国分寺市	1,036円	1,000万円以上
23区平均	1,037円	

<②説明>

区は、区民の保養施設（宿泊施設）として、次の3施設を運営しており、これらの施設は指定管理者制度を導入している。1時間あたり

	施 設 名	所 在 地	令和3年度 労働報酬下限額 (最低賃金額)
区民保養施設	中強羅区民保養所 「箱根つつじ荘」	神奈川県足柄 下郡箱根町	1, 0 1 2 円
	区民健康村 「グリーンヒルハヶ岳」	山梨県北杜市 長坂町	8 3 8 円
区外学習施設	女神湖高原学園 「ヴィレッジ女神湖」	長野県北佐久 郡立科町	8 4 9 円

区民保養施設及び区外学習施設などの郊外施設が所在する県の令和2年の最低賃金額は表のとおりである。新宿区公契約条例制定以前は、指定管理者制度の中で労働者等に最低賃金額以上の報酬を支払うといった運用をしており、労働者等の労働環境を適正に確保してきた。一方で、各県の最低賃金額は東京都の最低賃金額1, 0 1 3 円より低い。

これらの事情を勘案し、郊外施設における協定の新宿区労働報酬下限額を各県の最低賃金額とする方策が考えられる。